

最低制限価格の運用について

令和3年4月改正（端数処理を千円未満切り捨て→万円未満切り捨てへ）

令和3年7月改正（設計金額と予定価格を同額とする試行案件の場合の
説明書きを追加）

(1) 工事に係る最低制限価格

最低制限価格は地方自治法施行令で設定することができることとなっている。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請けの正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は予定価格の9/10～7/10の範囲内で下記の考え方により算定される「工事に伴い最低限必要な費用（P）」とする。

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回るときは9/10とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、 $P/1.10$ 値の万円未満を切り捨てるものとする。その額が予定価格/1.10の7/10を下回る場合は7/10以上となるように $P/1.10$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

◎ 工事に伴い最低限必要な費用 = P

◎ 予定価格を決定するための「くじ引き」を行う案件における最低制限価格の率

入札発注情報に公表する最低制限価格の率 (%) = $P \div \text{設計金額} \times 100$ (小数点以下切り捨て)

◎ 設計金額と予定価格を同額とする試行案件における最低制限価格の範囲

$$\text{上限} : \frac{P/1.10 \text{ (万円未満切り捨て)}}{\text{予定価格}/1.10} = 0.9$$

$$\text{下限} : \frac{P/1.10 \text{ (万円未満切り捨て※)}}{\text{予定価格}/1.10} = 0.7$$

※ただし、端数処理前の $P/1.10$ 値が予定価格/1.10の7/10を下回る場合は $P/1.10$ の万円未満を切り上げる。

【工事区分】

①一般土木工事（水道土木工事を含む）

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.10$$

②建築工事

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 \\ + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.10$$

※建築工事に付随する設備工事は、上記に準ずる。

③鋼橋製作及び架設工事

$$P = \{ \text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \\ \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.10$$

④機械設備製作・据付工事（下水及び水道機械設備工事を除く）

$$P = \{ (直接製作費 + 直接工事費) \times 0.97 + (間接労務費 + 共通仮設費) \times 0.97 + (工場管理費 + 設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.65 \} \times 1.10$$

⑤電気・通信設備工事（下水及び水道電気・通信設備工事を除く）

$$P = \{ 機器単体費 \times 0.895 + 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.97 + (現場管理費 + 機器間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.65 \} \times 1.10$$

※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。

⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{ 機器費 \times 0.895 + 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.97 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.65 \} \times 1.10$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

⑦水管橋製作及び架設工事

$$P = \{ 直接製作費 \times 0.97 + 間接労務費 \times 0.97 + (工場管理費 + 設計技術費) \times 0.9 + 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.97 + (現場管理費 + 据付間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.65 \} \times 1.10$$

⑧水道機械設備及び水道電気・通信設備工事

$$P = \{ 機器費 \times 0.895 + 直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.97 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) \times 0.9 + 一般管理費等 \times 0.65 \} \times 1.10$$

※機器費には購入機器費を含むこと。

(注) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

(注) 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費として、最低制限価格を算出するものとする。

(注) 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

(注) 工事に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

「P算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

（２）測量・設計業務に係る最低制限価格

測量・設計業務の委託契約については、①人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には、ダンピングのおそれが高く、また、契約内容の適正な履行が確保されないおそれも高くなること、②このような場合に業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられる不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに、③ダンピングによって入札制度が主旨とするところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、最低制限価格は予定価格の 9/10～7/10 の範囲内で下記の考え方により算定された「業務委託に伴い最低限必要な費用（P）」とする。

ただし、下記の考え方にに基づき算定された金額が予定価格 7/10 を下回る時は 7/10、9/10 を上回る時は 9/10 とし、最低制限価格算出の際の端数処理については、 $P/1.10$ 値の万円未満を切り捨てるものとする。その額が予定価格/ 1.10 の 7/10 を下回る場合は 7/10 以上となるように $P/1.10$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

◎ 業務委託に伴い最低限必要な費用 = P

◎ 予定価格を決定するための「くじ引き」を行う案件における最低制限価格の率

入札発注情報に公表する最低制限価格の率 (%) = $P \div$ 設計金額 (小数点以下切り捨て)

◎ 設計金額と予定価格を同額とする試行案件における最低制限価格の範囲

$$\text{上限} : \frac{P/1.10 \text{ (万円未満切り捨て)}}{\text{予定価格}/1.10} = 0.9$$

$$\text{下限} : \frac{P/1.10 \text{ (万円未満切り捨て※)}}{\text{予定価格}/1.10} = 0.7$$

※ただし、端数処理前の $P/1.10$ 値が予定価格/ 1.10 の 7/10 を下回る場合は $P/1.10$ の万円未満を切り上げる。

【業務委託区分】

①測量業務

$$P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.10$$

ただし 諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

②設計業務・用地調査業務 (権利調査を含む)・工損調査業務 (監理業務を含む)

1. 積算に技術経費の項目を計上しない場合

$$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$$

2. 積算に技術経費の項目を計上する場合

$$P = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}) \times 1.10$$

ただし 諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

③地質調査業務

$$P = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.10$$

ただし 純調査費 = 直接調査費 + 間接調査費

諸経費 = 業務管理費 + 一般管理費等

(注) 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎に $P/1.10$ 値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③の業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計業務・用地調査業務 (権利調査を含む)・工損調査業務は、同一諸経費体系とみなす。

(3) 最低制限価格設定の運用範囲

物品取扱等及び解体工事を除く条件付き一般競争入札を対象とする。

なお、設計金額（税込み）10億円以上の工事については、原則として最低制限価格を設定しないこととする。

(4) 最低制限価格の事前公表 ※予定価格を決定するための「くじ引き」を行う案件に限る。

最低制限価格（入札書比較価格）は、設計金額に算定率（立会人によるくじにより決定）を乗じて算出した予定価格（入札書比較価格）に入札案件毎に上記の計算式により算出した最低制限価格の率を乗じて算出するものとし（万円未満切り捨て）、その最低制限価格の率は事前に公表する。

なお、最低制限価格の率の公表は、入札案件の入札発注情報の「最低制限価格の設定・率」の欄に記載することにより行う。